別紙（第4条関係）

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　印

過料処分告知書兼弁明書

　粕屋町税条例第　　条の規定により下記のとおり過料を科すので、地方自治法第255条の3の規定により告知します。

　この処分について弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、粕屋町長(税務課　　　係)に申し出てください。

記

1 過料処分を受ける者

　　住所（所在地）

氏名（名 称）

2 過料額

　　　　　　　　　　　　　円

3 理由

問い合わせ先

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町役場　総務部　税務課

℡　 092-938-2311(代) 092-938-0237(直)

Fax 092-938-3150